

町営若者住宅の入居者募集

この住宅は、「将来ご自分の住宅を取得し、町に永住していただくための第一歩になれば」と低額な家賃設定とした賃貸住宅です。

募集物件の詳細は、2次元コードをご確認ください。



〔申込資格〕

- ①町内に住所または一定の勤務場所がある方、もしくは住宅使用により奥多摩町に住所を確実に登録できる方。
- ②世帯主の年齢が40歳以下の夫婦または50歳以下の方で子ども(中学生以下)がいる世帯であること。
- ③入居期間は原則として世帯主の年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内となります。

〔申込受付期間〕6月5日(金)から6月30日(火)まで

〔入居予定日〕8月上旬以降 *内覧をご希望される方は事前予約が必要になります。

〔注意点〕*申込者が定員を超えた場合は、奥多摩町選考基準により決定します。

※問い合わせは、子育て定住推進課 若者定住推進係 ☎83-2310

住まいのこれからを考える空家対策

《空き家や宅地などをお持ちの方へ》

いま7~8軒に1軒が空き家といわれる時代です。そのままにしておくと、思わぬトラブルや税金の負担が大きくなることもあります。空き家は、持ち主が守る大切な住まいです。だからこそ負担が重くなる前に、できることから空き家の活用を始めてみませんか？

○維持管理について

空き家は適切な管理を怠り放置すると急速に劣化が進み「管理不全空家等*」および「特定空家等*」に認定されることがあります。そこで、定期的な清掃と設備などの管理を行うことで、建物の寿命を延ばし、資産価値を維持できます。

*「管理不全空家等」とは、空き家の管理が行き届かず、放置し周囲の生活環境に悪影響をおよぼすおそれのある空き家などです。認定後勧告を受けた場合、これまで6分の1に軽減されていた固定資産税が元の額に戻る場合があります。

*「特定空家等」とは、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態などにある空き家などです。認定後最悪の場合で、町の命令に従わない場合は、行政代執行によって取り壊され、その費用は所有者の負担になります。

○空家バンクについて

空き家や宅地を所有されている方々に賃貸・売買の物件情報を登録いただき、町に定住を希望される方に対して町のホームページで情報を紹介するシステムです。空家バンクをご利用いただくためには、物件提供者および利用希望者それぞれの方の登録が必要です。

○空家の除却(解体)について

空き家は適切な管理が必要であるが、「お仕事・ご家庭・ご自身」のご都合上、空家管理に手が行き届かない場合があります。

《次ページに続く》